

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



答えは ②3,000 円

クーリング・オフのチェックポイントとしては、(1) 契約場所が業者の営業所など以外の場所であること、(2) 購入した商品・サービスが適用除外でないこと、(3) 行使期間が契約書面の受領日からそれぞれの取引内容の規定期間以内であること、(4) 購入した商品もしくは代金の総額が3,000円以上であること(3,000円未満の取引で商品等を受取っており、かつ代金の全部を支払った場合く訪問販売、電話勧誘販売のみ>はクーリング・オフできません)、などが挙げられます。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

消費生活センター便り

悪質訪問販売業者にご用心!!

訪問販売で高額な布団などを購入させるトラブルが後を絶ちません。一人暮らしの女性や判断力が不十分な高齢者などを狙い、強引に契約させる手口が目立ちます。

事例①

訪問販売でミシンを購入。後日、ミシン販売業者が他業者を連れてきて「ミシンを買ってくれた人は安くなる」と二人がかりで60万円の布団セットを勧められ、断り切れず購入した。(70代女性)

事例②

認知症気味の母(80代)が訪問販売業者から複数の敷きパットを購入していた。クーリング・オフの申し出をしたところ、後日業者が母の家を訪れ、クーリング・オフで返金する金額と同額の敷きパットを新たに購入させて、返金額と相殺させていたことが分かった。(50代女性)

悪質な業者になると、断っても帰らないケースや脅しとともとれる言動で消費者に恐怖心や不安感を与えて、強引に契約を結ぼうとする場合もあります。予定にない訪問者は家に上げず、インターホンやドア越しに應對しましょう。また、帰ってほしいと言ったのに帰ってもらえず、しつこい勧誘などで仕方なく契約してしまった場合には、その契約を取り消すことができます。

高齢者をトラブルから守るためには、周囲の見守りが重要です。家に見知らぬ人が出入りしていないか、家の中に不要なものはないかなど、日頃から気を配りましょう。少しでも不審に思った場合は、消費生活センターにご相談ください。

高知県立消費生活センター

☎088-824-0999

住所

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階 (休所日 土・祝日・12/29～1/3)

相談受付

日～金 9:00～16:45 ※日曜日にも相談を受け付けています

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

